

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

富士ユナイトホールディングス株式会社

富士興産株式会社

2025 年 10 月 1 日

株式移転に係る事後開示書面

東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地
富士ユナイトホールディングス株式会社
代表取締役社長 川崎 靖弘

東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地
富士興産株式会社
代表取締役社長 川崎 靖弘

富士興産株式会社（以下「富士興産」といいます。）は、2025 年 6 月 27 日開催の第 95 回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025 年 10 月 1 日をもって、株式移転設立完全親会社である富士ユナイトホールディングス株式会社（以下「富士ユナイトホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式移転が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2. 株式移転完全子会社における会社法第 805 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 805 条の 2 の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

3. 株式移転完全子会社における会社法第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続の経過

富士興産は、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 6 月 30 日付で、富士興産の株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社である富士ユナイトホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第 806 条第 1 項の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第 808 条及び第 810 条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数
富士興産 普通株式 6,620,259 株
5. その他株式移転に関する重要な事項
- (1) 富士ユナイトホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における富士興産の株主に対し、その保有する富士興産の普通株式1株につき富士ユナイトホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) 富士ユナイトホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。
- ①資本金の額 : 5,500 百万円
②資本準備金の額 : 0 円
③利益準備金の額 : 0 円
- (3) 富士ユナイトホールディングスの普通株式は、2025 年 10 月 1 日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。なお、富士興産の普通株式は、2025 年 9 月 29 日をもって、東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。

以上